

37企局第2463号
昭和37年5月29日

通商産業局長 殿

通商産業省企業局長

割賦販売法第11条第2号および附則第3項第1号の規定による経過期間内に登録申請書を提出しなかった前払式割賦販売業者および割賦購入あっせん業者の取扱いについて

割賦販売法第11条第2号および附則第3項第1号の規定は、同法施行の際、現に当該指定商品の前払式割賦販売または割賦購入あっせんを業として営んでいる者については、同法の施行日（昭和36年12月1日）から6月間に登録申請書の提出があった場合には、その申請につき登録または登録拒否の処分があるまでの間の営業について第11条および第31条違反とはならない旨規定している。

しかるに、実際には、同法の施行の際現に前払式割賦販売または割賦購入あっせん業として営んでいる者で、上記の経過期間内に登録申請書を提出しなかったものがあるよう見受けられるが、これらの者から登録申請書の提出があった場合には、便宜下記によって取り扱うこととする。

記

1. 登録申請書の提出があった場合には、その者から、経過期間内に登録申請書

を提出しなかった理由を聴取した上、

- (イ) 昭和37年9月末日までの申請であって、やむを得ない事情（例えば登録基準に合致するための増資手続きの遅延等）によると認められるものについては、その者の法律違反について注意を与え、登録申請書の内容が適法である場合に限り、遅延理由書を徴して進達し、
(ロ) (イ) 以外のものについては、登録申請書を却下し、その者の法律違反について厳重な注意を与えるとともに、直ちにその営業を停止するよう指導されたい。

なお、この場合、当局の指導にもかかわらず、その者が引き続きその営業を行なっていると認める場合には、当課に連絡の上、所要の措置をとることとする。